



エトワールヴィルでは、

【空き家問題】買取ります！

実家を相続したものの誰も住まずに空き家になっている「相続空き家」を売却したとき、要件を満たせば、譲渡所得から

最高3,000万円を特別に控除

売買価格が3,000万円以内の場合、地方税と住民税と譲渡所得税が**0円**にできる特例がございます。

※2023年12月31日まで

今や空き家は社会問題の一つとなっており、政府も厳しい対応をとることを発表しております。特定空き家に認定されると、地方自治体から忠告を受け、ペナルティを課せられます。そこで、空き家を解体して更地にしようと考えている方もいるのではないのでしょうか。更地にした場合、**古家付の固定資産税の3～6倍**にもなってしまいます。

当社では、あなた所有の
空き家を当社負担で解体していただき、
更地で買取致します!!

空き家放置のデメリット

- 倒壊・不審火・犯罪の拠点など...
- 害虫・動物の住処にされる...
- 近隣からの苦情...
- 近隣物件を含む資産価値の影響...

特定空き家に指定され改善の「勧告」を受けると、**固定資産税額が更地状態と同等の最大6倍**となる場合がございます。さらに自治体からの「命令」に応じずに違反となった場合、**最大50万円以下の過料**が科せられてしまいます。



あなたの大切な資産を

高価買取致します！



一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会会員 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会会員

エトワールヴィル

〒577-0803 東大阪市下小阪2丁目3番24号
TEL.06-6726-0088
FAX 06-6726-0080

販売会社 有限会社エトワールヴィル
■宅建業免許/大阪府知事(2)第58288号



(0120)826-100

ホームページは
こちらから



CENTURY 21 (21)
新屋不動産販売 〒577-0843 大阪府東大阪市荒川3丁目5番13号
TEL.06-6726-1000

事業主 センチュリー21加盟店 有限会社新屋不動産販売
センチュリー21の加盟店は、すべて独立・自営です。

f facebook でも、
新屋不動産販売をチェック!

関西不動産業連合会会員 公益社団法人 全日本不動産協会会員 公益社団法人 不動産保証協会
■宅建業免許/大阪府知事(6)第42469号 ■建設業許可(般-28)第94230号